

陳述書の提出等について（注意）

○競売物件の入札をするには、入札書とともに、陳述書の提出が必要となりました。

○入札ごとに陳述書が提出されなければ、入札は無効となります。

○陳述書は、以下のとおり個人用、法人用などの種類があるので該当するものを使用してください。

○陳述書の記入・押印・提出は、陳述書下部の「注意」をよく読んで行ってください。

○陳述書の記載や添付書類に不備があると、入札が無効となることがあります。※特に個人・役員名のフリガナもれに御注意ください。

○陳述書の用紙は、執行官室において入手可能です。

※該当する口にチェックを入れてください

陳述書 (買受申出人(個人)本人用)	
大阪地方裁判所執行官 殿	
事件番号	<input type="checkbox"/> 平成 年()第 号 物件番号
陳述	<input type="checkbox"/> 私は、暴力団員等ではありません。
	<input type="checkbox"/> 私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。
	<input type="checkbox"/> 自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。
(陳述書作成日) 令和 年 月 日	
買受申出人(個人)	住所
	(フリガナ)
	氏名
	性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦 年 月 日

注 意

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 本用紙は、買受申出人が個人の場合のもので、法人の場合は、法人用の用紙を用いてください。また、買受申出人に法定代理人がある場合(未成年者の親権者など)は、買受申出人(個人)法定代理人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合には、入札ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 陳述書は、氏名、住所、生年月日及び性別を証明する文書(住民票等)を添付して、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 氏名、住所、生年月日及び性別は、それらを証明する文書のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

※該当する口にチェックを入れてください

陳述書 (買受申出人(法人)代表者用)	
大阪地方裁判所執行官 殿	
事件番号	<input type="checkbox"/> 平成 年()第 号 物件番号
陳述	<input type="checkbox"/> 当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。
	<input type="checkbox"/> 当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。
	<input type="checkbox"/> 自己の計算において当法人に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。
(陳述書作成日) 令和 年 月 日	
買受申出人(法人)	法人の所在地
	法人の名称
	代表者氏名
	役員

注 意

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 本用紙は、買受申出人が法人の場合のもので、個人の場合は、個人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合には、入札ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 陳述書は、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 所在地、名称及び代表者氏名は、資格証明書(代表者事項証明、全部事項証明等)のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

(別紙)
※該当する口にチェックを入れてください

買受申出人(法人)の役員に関する事項	
1 代表者	住所
	(フリガナ)
	氏名
	性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦 年 月 日
2	住所
	(フリガナ)
	氏名
	性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦 年 月 日
3	住所
	(フリガナ)
	氏名
	性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦 年 月 日
4	住所
	(フリガナ)
	氏名
	性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦 年 月 日

注 意

- 買受申出人が法人の場合は、本書面の提出が必要です。提出がない場合、入札が無効となります。
- 役員全員(代表者を含む)の氏名、住所、生年月日及び性別を正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 役員の名、住所、生年月日及び性別などを証明する文書(住民票等)の添付は不要です。
- 役員が5人以上の場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 提出後の本書面の訂正や追完はできません。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 4月28日

大阪地方裁判所第14民事部

裁判所書記官 高 崎 幸 次

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 5月14日 午前 9時00分から 令和 8年 5月21日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 5月27日 午前 9時30分 場 所 大阪地方裁判所執行部等合同庁舎3階開札場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 6月 9日 午前10時00分 場 所 大阪地方裁判所第14民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによります。 (1) 当部の当座預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地です。権限を有する行政庁が交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を要しない者に限り, 買受けを申し出ることができます。
一般の閲覧に供するため, 令和 8年 4月28日午前9時から入札期間最終日午後4時30分まで物件明細書, 現況調査報告書及び評価書の各写しを大阪地方裁判所執行部等合同庁舎3階物件明細閲覧室に備え置きます。	



物 件 目 録

- 1 所 在 大阪市東淀川区菅原三丁目
地 番 310番1
地 目 宅地
地 積 54.05平方メートル



物 件 明 細 書

令和 8年 3月23日

大阪地方裁判所第14民事部

裁判所書記官 高 崎 幸 次

1 不動産の表示

【物件番号1】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

本件所有者が占有している。

同人所有の売却対象外建物(未登記、居宅・倉庫、木造スレート・塩ビ波板葺平家建、約60平方メートル)が本件土地上に存在する。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

隣地との境界が不明確である。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません(訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります)。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

令和 7年(ケ)第 296号
令和 8年 1月28日受理
令和 年 月 日提出
8.3.-3

現況調査報告書

大阪地方裁判所

執行官 白井克典

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-----|--------------|
| 1 | 所 在 | 大阪市東淀川区菅原三丁目 |
| | 地 番 | 310番1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 54.05平方メートル |



目的外建物の概況 (物件1関係)	
所 在	大阪市東淀川区菅原3丁目310番1
家 屋 番 号	<input checked="" type="checkbox"/> ない (未登記) <input type="checkbox"/>
種 類	<input checked="" type="checkbox"/> 居宅 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 工場 <input checked="" type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/> 物置
構 造	木造スレート・塩ビ波板葺平家建
床面積 (概略)	約60平方メートル
所 有 者	<input checked="" type="checkbox"/> 土地所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 () <input type="checkbox"/> 不明
建 築 時 期	<input type="checkbox"/> 年 月 日ころ <input checked="" type="checkbox"/> 不明
建 築 者	<input type="checkbox"/> 現所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 () <input checked="" type="checkbox"/> 不明
そ の 他 の 事 項	<p>目的外建物は、地番314番1及び314番2の土地も敷地を含む可能性がある。</p> <p>建築時期は、所有者の陳述では10年前ぐらいとのことである。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

(注) チェック項目中の調査結果は、「」の箇所の記載のとおり

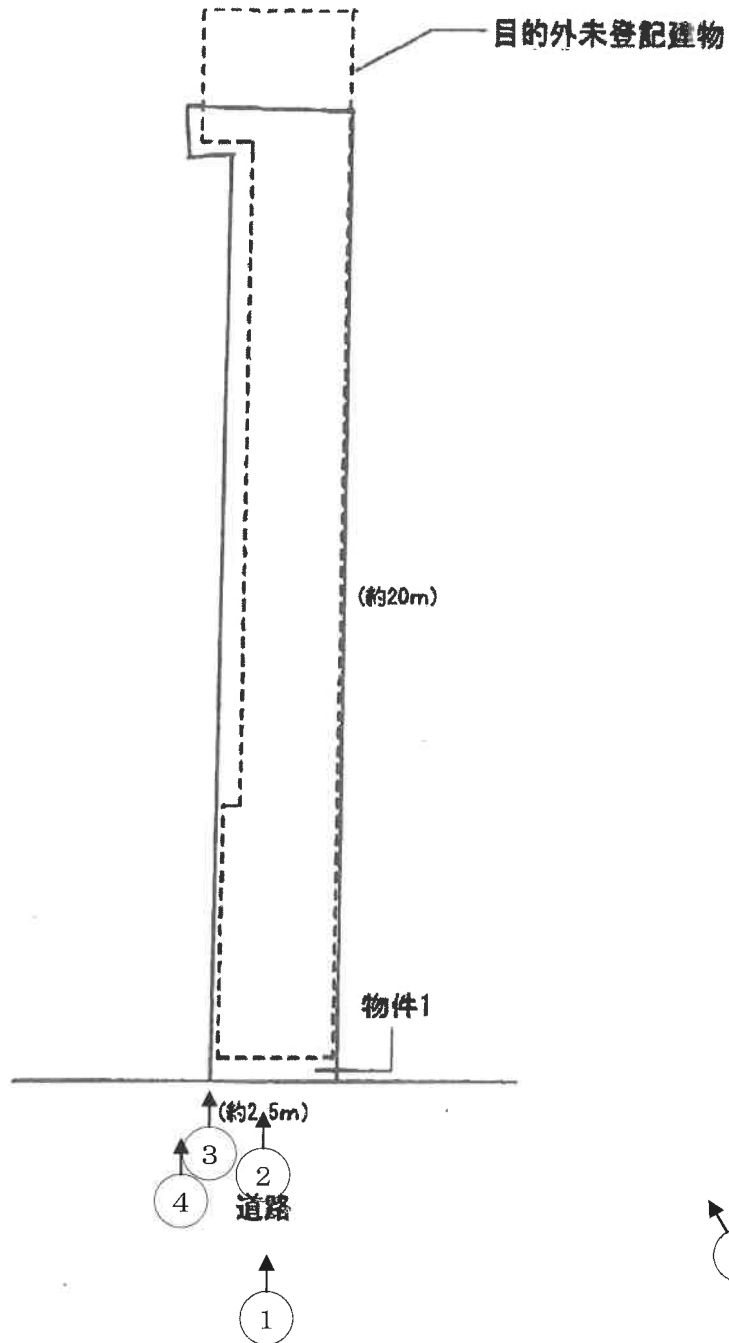
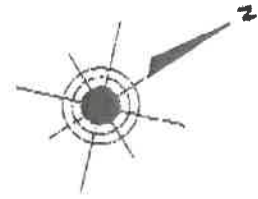
関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
梅田市税事務所担当者	<p>目的土地上の建物の存在については承知しておらず、課税対象となっております。</p>
所有者	<p>目的外建物は、知人を介して前所有者から譲り受けたもので、私の所有だと認識しています。誰が建築したかは分かりませんが、築10年ぐらいだと思います。現在、目的外建物を賃貸しています。</p>
目的外建物賃借人	<p>私は、目的外建物を借りて使用しています。知人を介して借りており、貸主は所有者だと思います。</p> <p>目的外建物の内部を見せることはできませんが、木造の建物で物置として使用しています。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和8年1月28日	執行官室	所有者照会（郵送）
令和8年1月28日	執行官室	ライフライン調査
令和8年1月29日 9:10 - 9:30	梅田市税事務所	課税調査、担当者と面談
令和8年1月29日 9:40 - 9:45	大阪法務局北出張所	公図等調査
令和8年1月29日 9:50 - 9:55	大阪市役所	道路調査
令和8年1月30日 11:45 - 12:00	物件所在地	物件及び占有確認
令和8年2月13日 13:20 - 13:55	物件所在地	立入調査(評価人帯同) 目的外建物賃借人と面談
令和8年2月16日 13:50 - 13:55	執行官室	所有者から聴取（電話）
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p> <p><input type="checkbox"/></p>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

土地状況図



(←○ 写真撮影場所・方向)



1
目的土地



2



3



4



5

令和7年（ケ） 第296号

令和8年2月13日 現地調査

令和9年3月6日 評 価

大阪地方裁判所 第14民事部 御中

評 価 書
(土 地)

評価人 不動産鑑定士

八木正美

第1 評価額

評価額	
物件1	金 4,380,000円

評価額は目的外建物のための土地利用権等価格を控除した土地価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の要因（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所在等	登記	現況														
1	所在地 地番 地目 地積	物件目録記載のとおり	特記事項記載のとおり														
番号	特記事項																
1	<p>① 目的土地上は目的外建物(下記参照)の敷地として利用されている。</p> <p>② 目的土地について地積測量図、隣接地の地積測量図及び建物図面等を勘案すると目的土地の形状は概ね地積測量図のとおりであり、地積は概ね公簿どおりと思われる。ただし、現地調査等の結果、以下の事項が確認された。</p> <p>(1) 目的土地の地積測量図は残地計算の地積のみの表示であること。</p> <p>(2) 目的土地へ立入することができず、間口以外は計測が困難であったこと。</p> <p>(3) 下記目的外建物の北東側の屋根の一部が北東側隣地(地番310番2)上の建物(ゴミ置場)の屋根の上に乗りがっており、また、境界標も見当たらず、同隣接地との境界は不明であること。</p> <p>(4) 目的外建物は北西方で地番314番2及び地番314番1土地にはみだして存しているものと思われ、このため目的土地とこれら隣接地との境界が不明であること。</p> <p>以上の点を踏まえると正確な数量及び境界の確定には専門家による測量等を要する。また、評価上、境界不明によるリスクを考慮することとする。</p>																
目的外建物	<table border="1"> <tr> <td>所在</td> <td>大阪市東淀川区菅原3丁目310番1</td> </tr> <tr> <td>家屋番号</td> <td>なし(未登記)</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>居宅・倉庫</td> </tr> <tr> <td>延べ床面積</td> <td>約60㎡</td> </tr> <tr> <td>構造</td> <td>木造スレート・塩ビ波板葺平家建</td> </tr> <tr> <td>建築年月日</td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>所有者</td> <td>土地所有者</td> </tr> </table> <p>(※)現況調査報告書「目的外建物の概況」の記載を引用。</p>			所在	大阪市東淀川区菅原3丁目310番1	家屋番号	なし(未登記)	種類	居宅・倉庫	延べ床面積	約60㎡	構造	木造スレート・塩ビ波板葺平家建	建築年月日	不明	所有者	土地所有者
所在	大阪市東淀川区菅原3丁目310番1																
家屋番号	なし(未登記)																
種類	居宅・倉庫																
延べ床面積	約60㎡																
構造	木造スレート・塩ビ波板葺平家建																
建築年月日	不明																
所有者	土地所有者																

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	JRおおさか東線 JR淡路駅 東方 道路距離 約1,000m (別添「位置図」参照)	
付近の状況	共同住宅、事業所、工場等が混在する住宅地域	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分	市街化区域
	用途地域	準工業地域
	建ぺい率	60%
	容積率	200% ※特記事項参照
	防火規制	準防火地域
	その他	宅地造成等工事規制区域
画地条件	規模	54.05㎡
	形状	不整形(南西角に凸部あり)
	間口・奥行	間口約2.5m・奥行約20m
	高低差等	等高接面
接面道路の状況	南東側	幅員約8m市道(建築基準法42条1項1号)
	接道状況	中間画地
土地の利用状況等	現況	目的外建物の敷地
	北東側	共同住宅
	北西側	共同住宅、駐車場
	南東側	道路
	南西側	福祉施設
供給処理施設	上水道	あり
	ガス配管	あり
	下水道	あり
<p>(注) 供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管(以下、「施設管」という。)が通っており、通常で敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。</p>		
土壌汚染等	<p>目的土地の旧土地台帳写からは個人の所有者名、田の登記地目の履歴が確認された。過去の住宅地区によると、自動車工業他の表示が確認された。土壌汚染の有無及び内容について確実な情報を得るには、土壌汚染調査会社による調査を要する。</p>	
特記事項	<p>北西方の府道から25mの範囲は準工業(建ぺい率60%、容積率300%)に指定されており、目的土地の北西方が僅かに当該範囲に含まれる可能性があるが、目的土地及び隣接地に立入できず、距離計測が困難であるため、正確には専門家による測量等を要する。</p>	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) (千円未満四捨五入) オ=ア×イ×ウ×エ
1	254,000	0.74	54	0.90	9,143,000

ア 標準画地価格 (公示価格等からの規準)

地価公示 大阪東淀川-18

$$\begin{array}{ccccc} \text{公示価格等} & \text{時点修正} & \text{標準化補正} & \text{地域格差} & \text{標準画地価格} \\ 235,000\text{円}/\text{㎡} & \times 109.1/100 & \times 100/104 & \times 100/97 & = 254,000\text{円}/\text{㎡} \end{array}$$

◇時点修正： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：

接面・方位	規模	形状	その他	総合 (相乗積)
1.04	1.00	1.00	1.00	1.04

◇地域格差：

街路	接近	環境	行政	総合 (相乗積)
1.00	0.97	1.00	1.00	0.97

イ 個別格差：

接面・方位	規模	形状	その他(※)	総合 (相乗積)
1.03	1.00	0.80	0.90	0.74

(※)境界不明リスク

【道路部分】 道路の性格、宅地への転換可能性等を考慮して0.1と判定した。

ウ 地積：公簿数量による。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、目的外建物の土地利用権等価格を控除し、必要に応じて占有減価・市場性修正を行い、かつ競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 目的外建物の敷土地利用権価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合		土地利用権等価格 (円) (千円未満四捨五入) ウ (ア×イ)
		イ	場所的利益	
1	9,143,000	0.10	場所的利益	914,000

② 評価額

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算(円) (2①ウ) イ	占有 減価 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) (円) カ	評価額 (円) (万円未満四捨五入) キ [(ア+イ) ×ウ×エ×オ-カ]
1	9,143,000	- 914,000		0.76	0.70		4,380,000

ウ 占有減価

本件の場合不要。

エ 市場性修正

以下の減価要因を考慮して、市場性修正率として0.76(①×②) を乗じた。

- ① 目的外建物が存していることによる市場性の減退が認められること(0.8)
- ② 過去の使用履歴による土壌汚染リスク(0.95)

オ 競売市場修正

第2の「評価の条件」欄記載の不動産競売市場特有の要因を考慮のうえ、競売市場修正率を0.70と決定した。

カ その他の控除減価 (敷金等)

本件の場合不要。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格（大阪東淀川-18）

所 在 : 大阪市東淀川区菅原4丁目13番17「菅原4-3-22」
価 格 : 235,000円／㎡
位 置 : 阪急京都線「上新庄」駅の南西方約1300m（道路距離）
価格時点 : 令和7年1月1日
地 積 : 165㎡
供給処理施設 : 水道・ガス・下水
接面街路 : 南 8m 市道
用途指定等 : 第1種住居地域、準防火地域
建蔽率80％・容積率200％
地域の概要 : 住宅と共同住宅が建ち並ぶ区画整理済の住宅地域

2 固定資産税評価額（令和7年度）

物件1 : 7,549,000円

第7 附属資料

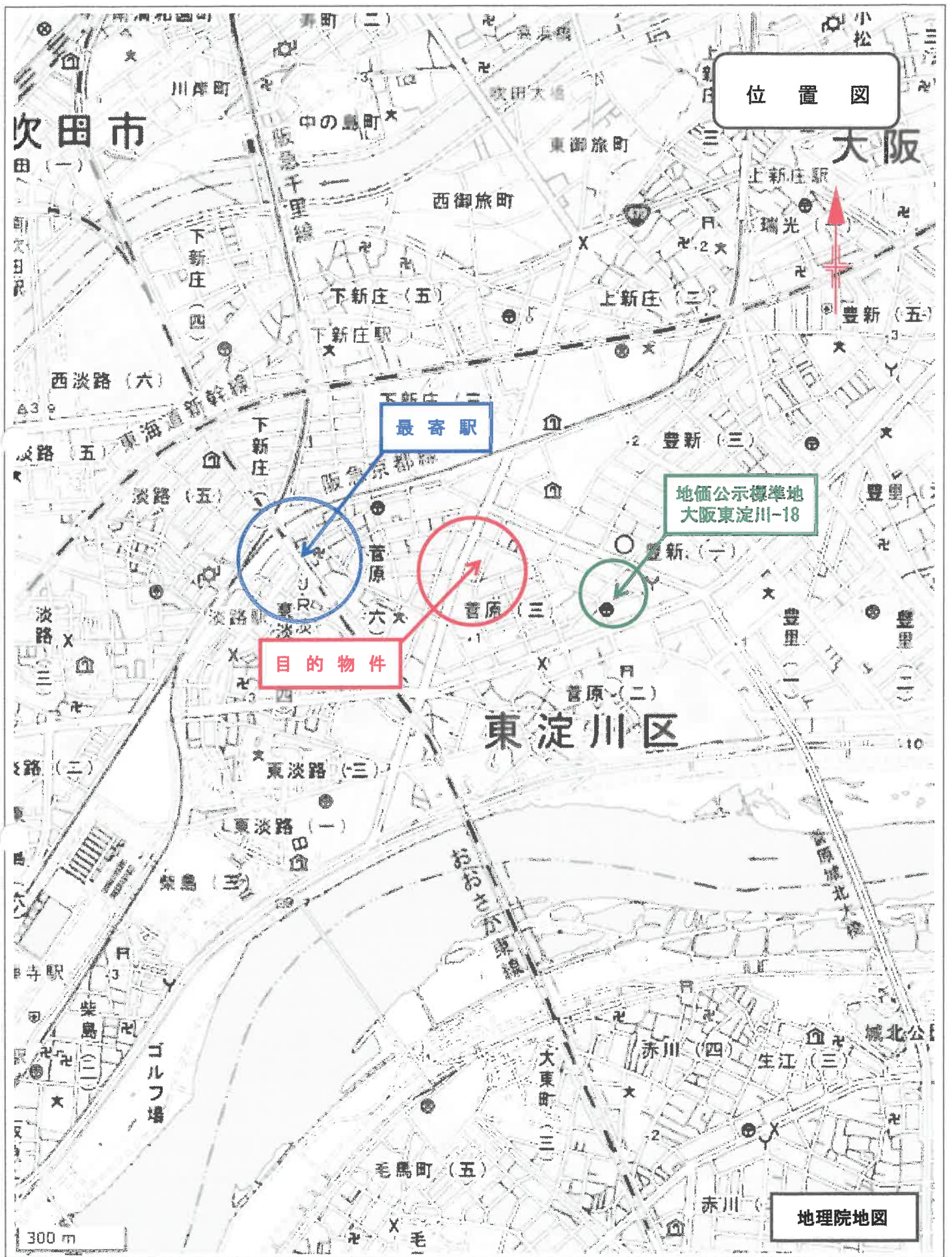
- 1 受命物件の位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図写
- 4 土地状況図

以 上

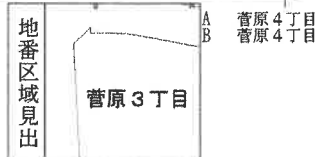
物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|--------------|
| 1 | 所 | 在 | 大阪市東淀川区菅原三丁目 |
| | 地 | 番 | 310番1 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 54.05平方メートル |





イ 274-12 ハ 275-13 ホ 275-25 ト 275-9 リ 292-12 ル 305-16
 ロ 275-10 ニ 275-21 ヘ 275-27 チ 291-1 レ 305-11 ヲ つづく



請求部分	所在	大阪市東淀川区菅原三丁目			地番	310番1		
出力縮	縮尺不明	精度区	座標系 番号又は 記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日			備付年月日 (原図)			補記事項		

A3をA4に縮小

前310-1、後310-2 07.1.6~ 地積測量図

305384

土地の所在 大阪市東淀川区菅原3丁目

310-4は310-5に合併(平成3.7)



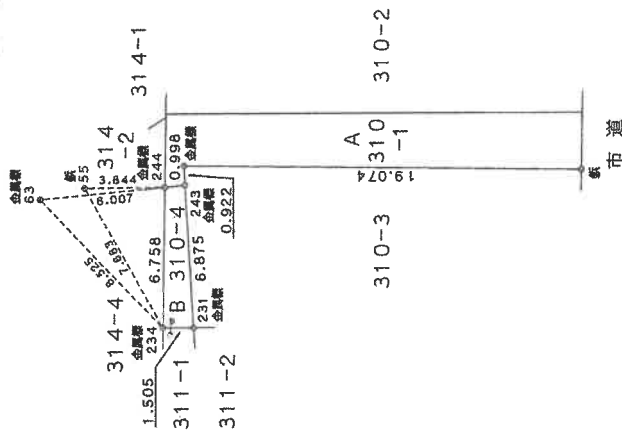
求積表

地番	B 310番4	X座標	Y座標	距離	面積
244	金剛標	154.576	125.278	0.998	
243	金剛標	154.682	126.271	6.875	
231	金剛標	147.818	126.670	1.505	
234	金剛標	147.818	125.165	6.758	
		総面積	17.029036		
		面積	8.5145180		
		地積率	8.51		m ²

地番	A 310番1	X座標	Y座標	面積
公	公	62.56835		
合計面積		8.5145180		
築地		54.0538320		
地積率		54.05		m ²

参照点座標リスト

測点名	X座標	Y座標	鉄	金剛標
55	154.535	121.434	鉄	
63	154.004	119.298		金剛標



作製者

申請人

縮尺

平成16年12月22日(現)

1/250

A3をA4に縮小

土地状況図

